

静岡市道路サポーター要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、安全で快適な道路環境を維持するため、行政と協力して道路愛護活動を行う市民団体を認定し、その活動を支援するものとし、その取扱いに関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路愛護活動 市が管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路に限る。以下同じ。）における次のいずれかに該当する活動をいう。

ア 道路路面、歩道、排水施設及び道路附属物（防護柵を含む。）の清掃、路肩及び植樹帯の除草その他の美化活動

イ 花の植栽（植樹帯、道路ポケットパークその他の歩道部分に限る。）及び管理その他の緑化活動

ウ 道路附属物のペンキ塗りその他の軽微な補修活動

エ 道路舗装面の穴及び損傷に関する情報、構造物及び附属施設の異常に関する情報その他の道路の損傷又は異常に関する情報を市に通報する活動

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(2) 道路サポーター 次に掲げる要件を満たすもののうち、道路愛護活動をボランティアとして実施する団体として市長が認定したものをいう。

ア 静岡市内に所在し、かつ、その構成員が5人以上であること。

イ 団体の構成員が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）でないこと。

ウ 年2回以上の活動が可能であること。

エ 活動区域が、静岡市建設局道路部が管理する道路（当該道路に隣接する公有地で、市長を通じその管理者の同意を得たものを含む。）であること。

(申請及び認定等)

第3条 道路サポーターとしての市長の認定を受けようとする団体（以下「希望団体」と

いう。)は、道路サポーター認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 道路サポーター活動団体構成員名簿(様式第2号)

(2) 活動区域を明示した地図

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、希望団体と道路愛護活動の実施に係る事項について協議を行うものとする。

3 市長及び希望団体の間で前項の協議が合意に至った場合、市長は、道路サポーター認定証及び確認書(様式第3号)を希望団体に交付するものとする。

(認定の変更等)

第4条 道路サポーターの代表者(以下「代表者」という。)は、認定の内容に変更があったとき又は活動を中止しようとするときは、速やかに道路サポーター認定内容変更・廃止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(活動計画)

第5条 代表者は、毎年度市長が別に定める日までに道路サポーター年間活動計画書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 代表者は、毎年度末日までに、当該年度における道路愛護活動の実績を記録した道路サポーター年間活動実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(資機材の貸与及び支給)

第7条 代表者は、道路愛護活動に必要な資機材(園芸用資材を含む。)の貸与又は支給を受けようとするときは、道路サポーター活動資機材の貸与・支給依頼書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する依頼書の提出を受けたときは、その目的等を考慮し、予算の範囲内において、支給又は貸与の可否を決定するものとする。

3 資機材の種類、貸与又は支給の時期及び数量は、市長がその都度定める。

(事故報告)

第8条 道路サポーターは、道路愛護活動中に事故(第三者への加害行為による事故を含む。)が発生した場合は、速やかに市長に連絡するとともに、道路愛護活動中の事故報告書(様式第8号)を提出するものとする。

(禁止行為等)

第9条 道路サポーターは、道路愛護活動を実施するに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 道路利用形態の著しい変更につながる行為
- (2) 道路構造物の安定を損なうおそれがある行為
- (3) 道路区域内での商品作物又は自家消費作物等を栽培する行為
- (4) 道路区域内での広告物の設置その他の営利を目的とする行為
- (5) 廃棄物の不適切な処理その他の法令（静岡市の条例及び規則等を含む。）に違反する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令で禁止されている行為及び道路管理上支障を来すおそれがあると市長が認める行為

(認定の取消し)

第10条 市長は、道路サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、道路サポーターの認定を取り消すことができる。

- (1) 道路サポーターが第3条第2項の協議により合意した事項を履行できないとき。
- (2) 道路サポーターが前条の規定に反し、同条各号に規定する行為を行ったとき。
- (3) 道路サポーターの活動区域内における道路の工事又は維持管理により、当該道路サポーターの道路愛護活動の継続が不可能になると認められるとき。

2 道路サポーターは、前項の規定により認定が取り消されたときは、貸与された用具等を返還するとともに、活動場所を原状回復しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(表彰)

第11条 市長は、活動が特に優れている道路サポーターを表彰することができる。

(庶務)

第12条 道路サポーターに関する庶務は、建設局道路部道路保全課において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の静岡市道路サポーター制度実施要綱の規

定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の静岡市道路サポーター要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

道路サポーター認定申請書

（宛先）静岡市長

年 月 日（申込日）

道路サポーターの認定を受けたいので、静岡市道路サポーター要綱第3条第1項の規定により、別紙団体構成員名簿（様式第2号）及び活動区域を示す地図を添えて、次のとおり申請します。

団体等の名称	ふりがな
代表者氏名	ふりがな
代表者の住所 又は団体の所在地	〒
代表者への 連絡方法	電話番号： () ◇携帯電話番号： - - ◇メールアドレス： @ ※◇は差し支えなければ記入してください
構成員数 (代表者を含む。)	名 (年 月 日現在) 詳細は別紙団体構成員名簿のとおり
活動区域	・地域名： 区 ^(町丁目) ～ 区 ^(町丁目)
活動内容 及び年間の 予定活動回数	<input type="checkbox"/> 美化清掃（年 回）※路面・防護柵類の清掃、路肩・植樹柵の除草等 <input type="checkbox"/> 緑化活動（年 回）※草花類の挿植・施肥・水やり等 <input type="checkbox"/> 補修活動（年 回）※防護柵類のペンキ塗替等 <input type="checkbox"/> 損傷情報の通報（通年）※路面の損傷、道路構造物等の異常、災害情報等 ※希望する活動項目の <input type="checkbox"/> を黒く塗りつぶしてください。 ※予定回数はおおむねの予定で結構です。
活動開始予定	年 月（頃）から
その他・備考	

様式第3号（第3条関係）

道路サポーター確認書

確認事項	
団体等の名称	ふりがな
活動区域	<p style="text-align: center;">(町丁目) (町丁目)</p> <p>・区域： 区 ～ 区</p>
活動内容	<p><input type="checkbox"/> 美化清掃 ※路面・防護柵類の清掃、路肩・植樹柵の除草等</p> <p><input type="checkbox"/> 緑化活動 ※草花類の捕植・施肥・水やり等</p> <p><input type="checkbox"/> 補修活動 ※防護柵類のペンキ塗替等</p> <p><input type="checkbox"/> 損傷情報の通報 ※路面の損傷、道路構造物等の異常、災害情報等</p>
確認事項	<p>(1) 年1回活動計画の提出及び活動報告を行うこと。</p> <p>(2) 活動構成員に変更があった場合は、速やかに新しい名簿を提出すること。</p> <p>(3) 活動中は道路交通に支障が生じないように努めること。</p> <p>(4) 法令を遵守し、安全に十分注意し活動すること。</p> <p>(5) 活動中に事故が起こった場合は、速やかに報告すること。</p> <p>(6) 認定の取り消し又は認定抹消の申請をした場合は、貸与品を返還し、活動場所を原状回復すること。</p> <p>(7) その他静岡市道路サポーター要綱の内容を遵守すること。</p>

※上記確認事項及び『「静岡市道路サポーター」の手引き』記載事項についてご確認ください。

様式第4号（第4条関係）

道路サポーター認定内容変更・廃止届

（宛先）静岡市長

年 月 日

団体等の名称

代表者氏名

代表者電話 ()

道路サポーターの認定内容を変更・廃止したいので、静岡市道路サポーター要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。 ※該当する項目の□を黒く塗りつぶしてください

すべての活動を中止します。道路サポーター認定を抹消してください。

団体名を変更します。

変更前	変更後

代表者について以下の事項を変更します。

※代表者の変更の場合は、【旧代表者】が【新代表者】を届け出てください。

<input type="checkbox"/> 新代表者氏名	ふりがな
<input type="checkbox"/> 代表者の住所 又は団体の所在地	〒
<input type="checkbox"/> 代表者への 連絡方法 ※◇は差し支えなければ記入してください	電話番号： () ◇携帯電話番号： - - ◇メールアドレス： @

活動区域を変更します。

変更前	変更後

活動項目を変更します。

変更前	変更後
※現在活動しているすべての項目の□を黒く塗りつぶしてください	※変更後に活動することとなるすべての項目の□を黒く塗りつぶしてください
<input type="checkbox"/> 美化活動 <input type="checkbox"/> 緑化活動 <input type="checkbox"/> 補修活動 <input type="checkbox"/> 損傷情報の通報	<input type="checkbox"/> 美化活動 <input type="checkbox"/> 緑化活動 <input type="checkbox"/> 補修活動 <input type="checkbox"/> 損傷情報の通報

様式第7号（第7条関係）

道路サポーター活動資機材の貸与・支給依頼書

（宛先）静岡市長

年 月 日

団体等の名称

代表者氏名

代表者電話 ()

道路サポーター活動に必要なので、静岡市道路サポーター要綱第7条第1項の規定により、次のとおり資機材の貸与・支給を依頼します。

【貸与・支給希望資機材】

資機材番号・商品名	数量・色 等

【活動資機材受取希望窓口】 希望窓口の番号に○をつけてください。

1. 静岡庁舎 道路保全課

2. 清水庁舎 清水道路整備課

【活動予定日】

年 月 日

【注意事項】

- ※ 道路保全課窓口を持参・郵送又はメールにてご提出ください。
- ※ 資機材の貸与・支給は、市予算の範囲内となります。数量等要望どおりとならない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- ※ 「静岡市道路サポーター ～貸与・支給資機材カタログ～」をご確認の上、必ずカタログ記載の資機材番号をご記入ください。
- ※ 資機材の手配には日数を要する場合がありますので、十分な余裕をもって申請してください。
- ※ 花苗・肥料類とそれ以外の資機材は、用紙を分けてご記入ください。

様式第8号（第8条関係）

道路サポーター活動中の事故報告書

（宛先）静岡市長

年 月 日

団体等の名称

報告者氏名

報告者電話 ()

活動中に事故が発生したので、静岡市道路サポーター要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
発生場所	路線名：
	町丁目： 区
被害者	住 所：
	氏 名： (構成員・第三者)
	連絡先：電話 ()
原因者 (自損の場合 記入不要)	氏 名：
	連絡先：電話 ()
事故の概要 及び 被害の程度	
備 考	